特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高知市 個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高知市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I	基本情報
(別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
п	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(別添3)変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 個人住民税に関する事務 高知市では、以下の個人住民税に関する事務において、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及 び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)の規定に則り、特定個人情報の取り扱いを行う。 1 宛名管理 住民基本台帳システムと連携し、個人住民税業務で必要とされる送付先宛名などの個人情報を管理す る事務。 2. 課税準備事務 住民税申告書提出依頼事務 申告が必要な者に住民税申告書を送付し、申告を促す事務。 3. 各種課税資料の受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙, 電子媒体, eLTAX) 事業所に終与支払報告書及び総括表を送付及び記載後の給与支払報告書の受付。 (2)住民税申告書受付及び確定申告書等各種資料せんの受領(紙、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙, eLTAX) (4)他市町村への資料回送 正当な提出先へ該当資料を回送する。 (5)他市町村からの回送資料の受領 誤って他市町村に提出された本市分資料を受領する。 (6) 寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受付(紙, eLTAX) 4. 賦課決定事務 課税資料として受け付けた個人毎の複数の課税資料に基づき、所得および各種控除の精査を行い、税 額を決定し納税義務者へ通知する事務。 5. 賦課決定変更事務 ・賦課決定後に本市による調査や、税務署からの修正申告書若しくは更正決議書等により賦課額に異動が生じる場合に、賦課内容を変更して納税義務者へ通知する事務。 6. 調査事務 (1)扶養控除等調査 本人申告により適用した配偶者・扶養・寡婦控除等について、各適用要件を確認し、申告内容に誤りが ないか調査を行う事務。 (2) 税務署通知 本市が把握した扶養是正情報など確定申告書の訂正されるべき事項を所轄の税務署へ通知する事 ②事務の内容 ※ 務。 (3)資料課税 収集した法定資料(報酬・配当等)に基づき調査課税を行う事務。 (4)市外住民登録者調査 本市に納税義務があると思われる本市に住民登録を置かない者に対して適正な課税を行うための調査 事務。 7. 給与特別徴収に関する事務 (2)特別徴収義務者に特別徴収税額の通知を行う事務 (2)特別徴収事業所について納税義務者の異動管理を行う事務 (3)退職所得にかかる住民税申告書の受付 8 年金特別徴収に関する事務 (1)年金保険者に特別徴収税額の通知を行う事務 (2)年金保険者について納税義務者の異動管理を行う事務 9. 証明発行事務 (1)課税証明 所得・課税額等に関する証明書を発行する事務。 (2) 所得証明 所得内容に関する証明書を発行する事務。 10. 統計事務 (1)調定資料作成 賦課決定額の調定を集計する事務。 (2)課税状況等の調 総務省令により課税統計「課税状況等の調」を作成する事務。 11. 情報照会・情報提供・情報移転事務 (1)情報の提供・情報の移転 地方税関係情報を、法令条例に基づき庁内で利用若しくは他団体に提供する事務。 (2)情報の照会取得 調査権に基づき課税のために必要な生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、介護保 険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、戸籍関係情報を、庁内若しくは他団体から入手する事務。 12 収納情報の連携 収納管理システムに税額等の情報を提供し、納付情報を取得する。

③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 5)30万人以上		
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	個人住民税システム(宛名を含む)		
②システムの機能	①宛名管理 ②(特別徴収)事業者管理 ③納税義務者及び被扶養者情報の管理 ④課税資料の管理 ⑤課税計算 ⑥徴収区分(普通徴収・給与特別徴収・年金特別徴収)管理 ⑦統計処理 ⑧証明発行		
	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム		
@/\\ @\\ = / \ @\\\	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[🔿] その他 (収納管理システム・課税資料ファイリングシステム		
システム2			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	1. 符号管理 ・符号の取得を行う。 ・取得した符号と団体内統合宛名番号の紐付け管理を行う。 2. 情報照会 ・情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の情報照会を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた他情報保有機関が保有する特定個人情報(連携対象)の提供を求める。 3. 情報提供 ・情報提供対象となる特定個人情報(連携対象)の保有・管理を行う。 ・他情報保有機関から特定個人情報(連携対象)の提供の求めに対して、情報提供ネットワークシステムを通じて保有する情報を提供する。 4. 情報提供等記録管理 ・情報提供等記録管理 ・情報照会者と情報提供者との間で行った、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 ・個人情報保護条例に基づき、各情報保有機関の情報提供等記録の開示請求に対応する。 5. 副本管理 ・情報提供データベースへ特定個人情報(連携対象)を副本として登録する。 ・情報提供データベースに蓄積された副本の検索及び削除を行う。		
	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 昨存住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[] その他 ()		
システム3			
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ(連携サーバ)		
②システムの機能	図体内就ら利用番号連携リーバ(連携リーバ) 業務横断的に宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行い、団体内統合宛名番号に代わる団体内 統合利用番号を管理するためのサーバ。(統合連携機能)		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他 (中間サーバ)		

システム4				
①システムの名称	審査システム(eLTAX)			
②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び 効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始され たシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・ 届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審 査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)がらの税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ 等でのである。 ①審査システム(eLTAX)からの税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ 等でのである。 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル (本人確認用) ・審査システム(eLTAX)には、個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に 送付する等の機能がある。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告 特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する等の機能がある。			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)			
システム5				
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)			
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用を開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する等の機能がある。			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)			
システム6				
①システムの名称	課税資料ファイリングシステム			
②システムの機能	1. 納税義務者等より提出される紙媒体の課税資料をスキャニング、イメージ化し登録する。 2. 電子提出分の課税資料を取込み、疑似イメージ化し登録する。 3. 課税資料の資料番号・住民情報等を検索キーとし、イメージデータと紐付け、閲覧する。 4. イメージデータにアノテーションやメモ情報を付与する。 5. 国税連携より取り込んだデータのイメージを表示し、データ入力・出力を行う。 6. システムを使用するユーザ及びグループの登録、変更、削除を行う。			
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[] 宛名システム等 [] 税務システム			
	[O]その他 (個人住民税システム)			

3. 特定個人情報ファイル名

- 1. 個人住民税ファイル
- 2. 課税資料情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性

・本市では,個人住民税に関する事務がシステム化されており,当該特定個人情報ファイルは,個人住民 税情報の原本として取り扱われるものである。

・課税資料のイメージ化を通じ、納税義務者に対する事務を効率的に行うことが出来る。

②実現が期待されるメリット

個人住民税情報を正確かつ効率的に管理できる。

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第24項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第十六条

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

Γ

①実施の有無

実施する 1

<選択時> 1) 実施する

2) 実施しない 3) 未定

番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6 年5月27 日デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19 条第8号に基づく主務省令」という。)

(情報提供の根拠)

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第 2条の表第二の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第三の項, 番号法第19 条第8号 に基づく主務省令第2条の表第四の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五の項、番 号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表第十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第十三の項、番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表第十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第二十 の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第二十八の項, 番号法第19 条第8号に基づく 主務省令第2条の表第三十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三十九の項、 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十二の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2 条の表第五十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第五十八の項、番号法第19条 第8号に基づく主務省令第2条の表第五十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 六十三の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第六十五の項, 番号法第19 条第8号に 基づく主務省令第2条の表第六十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第六十九 の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第七十三の項, 番号法第19 条第8号に基づく 主務省令第2条の表第七十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第七十六の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十三の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十四の項、番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十六の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表第八十七の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第八十八の項, 番号法第19 条 第8号に基づく主務省令第2条の表第八十九の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百十五の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表第百二十四の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第百二十五の項, 番号法第 19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第百二十九の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2 条の表第百三十の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十二の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十七の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百三十八の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十の項、番号法第19条第 8号に基づく主務省令第2条の表第百四十一の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十二の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百四十四の項、番号法第19条第8

号に基づく主務省令第2条の表第百四十七の項,番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 百五十一の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十二の項, 番号法第19条第8 号に基づく主務省令第2条の表第百五十五の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第 百五十六の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第百五十八の項, 番号法第19 条第8 号に基づく主務省令第2条の表第百六十の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百 六十一の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十三の項, 番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表第百六十四の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百 六十五の項,番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十六の項,番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表第百六十七の項, 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百 六十八の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第百六十九の項, 番号法第19 条第8号 に基づく主務省令第2条の表第百七十の項,番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第百七 -の項, 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第百七十二の項, 番号法第19 条第8号に

②法令上の根拠

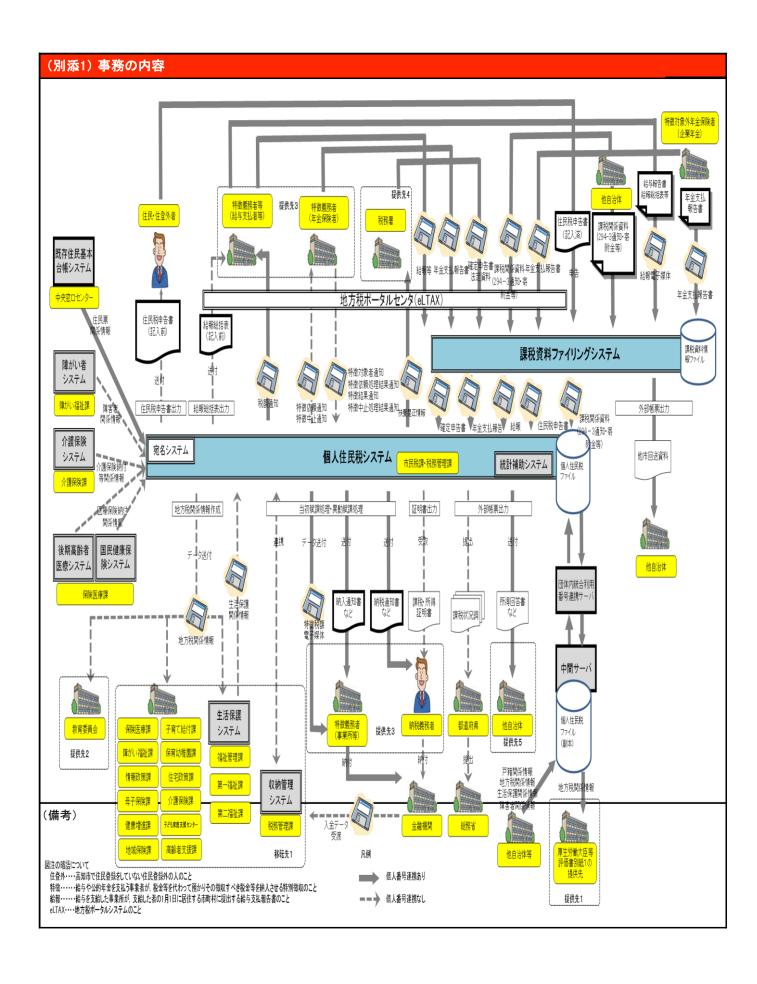
(情報昭会の根拠)

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第四十八の項

基づく主務省令第2条の表第百七十三の項

7. 評価実施機関における担当部署

1部署 財務部 市民税課 財務部 資産税課 市民協働部 中央窓口センター ②所属長の役職名 市民税課 課長 資産税課 課長 中央窓口センター 所長 8. 他の評価実施機関



Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 1. 個人住民税ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 「 10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 賦課期日時点に住民基本台帳で管理されている者(地方税法第294条), 高知市内に家屋敷または事業 ③対象となる本人の範囲 ※ 所などを保有している者(地方税法第294条の2), 事実上高知市を生活の拠点としている者(地方税法第 294条第3項) 当該特定個人情報ファイルは、個人住民税情報の原本であり、地方税法に基づき、上記範囲の本人に その必要性 関する正確な記録及び本人に関する記録の適正な管理を行う責務があるため。 <選択肢> 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上 1) 10項目未満 ④記録される項目 Γ 100項目以上 3) 50項目以上100項目未満 ·識別情報 [〇]個人番号 [〇] 個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O]連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ [〇] 国税関係情報 [〇] 地方税関係情報 []健康·医療関係情報 [〇] 障害者福祉関係情報 [〇] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 [O]介護·高齢者福祉関係情報 []雇用·労働関係情報 [〇] 年金関係情報 [] 学校·教育関係情報 []災害関係情報] その他 (・識別情報及び4情報:課税対象者を正確に特定させるために保有する。 ・連絡先等情報:税額通知の送付先の把握のため保有する。 *業務関係情報 ①国税関係情報:国税庁から確定申告書等の所得税にかかる情報を記録し、個人住民税額の算出を行 い保有する。相互の税務調査のために保有する。 ②地方税関係情報:個人住民税の賦課決定, 更正のために保有する。 その妥当性 ③医療保険関係情報,介護・高齢者福祉関係情報:国民健康保険料,後期高齢者医療保険料,介護保険 料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため保有する。 ④障害者福祉関係情報:個人住民税の障害者控除等の適用可否の判定等を実施するために保有する。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報:個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うために保有する。 ⑥年金関係情報:年金支払者からの年金所得にかかる情報を記録し、個人住民税額の算出を行うために 保有する。年金からの特別徴収税額を決定し通知するために保有する。 全ての記録項目 別添2を参照。 平成28年1月1日 5保有開始日

財務部 市民税課

⑥事務担当部署

3. 特定個人情報の入手・使用					
			[〇] 本人又は本人の代理人		
			[O]評価実施機関内の他部署 (中央窓口センター,介護保険課,保険医療課,障がい) 福祉課、福祉管理課、税務管理課		
①入手元 ※					
			【 ○ 】 地方公共団体・地方独立行政法人 ())		
			[O] 民間事業者 ()		
			[〇] その他 (年金保険者)		
			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ		
			こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ		
②入手方	法				
			[〇]情報提供ネットワークシステム		
			[○] その他 (地方税ポータルシステム (eLTAX))		
③入手の時期・頻度		負度	○個別的に本人から入手する事務 ・確定申告書、市申告書の入手頻度(随時) ○評価実施機関内の他部署 ・住民基本台帳異動関連情報の入手頻度(随時) ・介護保険料関連情報の入手頻度(随時) ・後期高齢者医療保険料関連情報の入手頻度(随時) ・園民健康保険料関連情報の入手頻度(随時) ・障がい福祉手帳業務の異動に伴う申請・届出の入手頻度(随時) ・精神障害者保健福祉手帳業務の異動に伴う申請・届出の入手頻度(随時) ○行政機関・独立行政法人等 ・確定申告書の入手頻度(随時) ・法定調書の入手頻度(随時) ・法定調書の入手頻度(随時) ・当方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時) ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書(毎年1月末) ○民間事業者 ・給与支払報告書及び特別徴収異動届書等の入手頻度(随時) ○年金保険者 ・公的年金等支払報告書の入手頻度(随時) 〈中間サーバ・ソフトウェア〉 中間サーバを使用して以下の情報を入手する。 ・生活保護関係情報 ・性民票関係情報 ・地方税関係情報 ・性民票関係情報 ・大業給付関係情報 ・失業給付関係情報		
④入手に	係る妥当	 当性	個別的に本人から入手する情報や評価実施機関内の他部署, 行政機関・独立行政法人等, 民間事業者, 年金保険者から入手する情報は, 地方税法の規定によるものである。		
⑤本人へ	の明示		本人に直接は明示していないが、課税のために必要な情報であり、その情報については、地方税法第 317条の2第1項各号(納税義務者が申告書等に記載する事項)等に規定されている。		
⑥使用目	的 ※		地方税法に基づく個人住民税に関する正確な記録及びその記録の適正な管理のため。		
	変更の	妥当性	非該当		
⑦使用の		使用部署 ※	財務部 市民税課 <選択肢>		
少使用の	1年14年	使用者数	100人以上500人未満		
⑧使用方法 ※			・本人確認の為に個人番号を使用する。 ・確定申告書,個人住民税の申告書,給与支払報告書,公的年金等支払報告書,資料課税,寄附金税額控除に係る申告特例通知書等の名寄せ判断に個人番号を使用する。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に,住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者,同一生計配偶者,扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・住登外の納税義務者について、生活保護関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、失業給付関係情報、戸籍関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。		
情報の突合)突合 ※	課税根拠資料に記載された個人番号と、対象者の個人番号を突合し、個人番号の真正性を確認する。		
	情報の統計分析 ※		特定個人情報を用いた個人を特定した統計や情報の分析は行わない。		
		J益に影響を る決定 <mark>※</mark>	該当無し。		
⑨使用開始日			平成28年1月1日		

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない			
委託の有無 ※		(2)件			
委託事項1		情報システムの運用保守及び改修			
①委託内容		個人住民税システムの運用保守及び改修(中間サーバ、連携サーバを含む)			
	及いを委託する特定個人 ァイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「Ⅱ.2.③対象となる本人の範囲」に同じ			
	その妥当性	個人住民税情報を含む個人住民税システムの運用保守及び改修を委託しているため。 (注)システムの運用保守は、高度で専門的な知識・技能を要するため、職員による実施が困難			
③委詰	毛先における取扱者数	<選択肢>			
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
	€先への特定個人情報 ルの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙			
		[O] その他 (システムを構成するサーバ及び端末機を使用して特定個人情報を取り扱う。)			
⑤委詞	モ先名の確認方法	・高知市行政情報公開条例に基づき、契約関係書類の公開請求が可能。 ・契約の都度、高知市ホームページで業務名、契約相手方、契約期間、契約金額等を公表。			
⑥委 詞		富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部			
н	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
再委託	8再委託の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認申請書を審査のうえ、再委託承諾 通知を行う。			
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用保守業務			
委託	事項2	紙情報をコンピュータで処理可能な電子媒体へ入力する委託			
①委詰	千内容	入力媒体作成			
	及いを委託する特定個人 アイルの範囲	<選択肢>			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「Ⅱ.2.③対象となる本人の範囲」に同じ			
	その妥当性	短期間に大量に発生する事務であるとともに、専用の設備と高度な技能が必要であることから市内部での実施が困難であるため。			
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満			

		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		・高知市行政情報公開条例に基づき、契約関係書類の公開請求が可能。・契約の都度、高知市ホームページで業務名、契約相手方、契約期間、契約金額等を公表。
⑥委託先名		株式会社 高知電子計算センター
⑦再委託の有無 ※		<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供·	移転の有無	[O] 提供を行っている (5) 件 [O] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供	先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定する個人住民税関係情報の照会者 (詳細は別紙1のとおり)
①法令	介上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号
②提供	共先における用途	(別紙1のとおり)
③提供する情報		地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) <中間サーバ・ソフトウェア> 中間サーバを使用して以下の情報を提供する。 ・所得情報 ・扶養関係情報
④提(本人の	共する情報の対象となる 数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提信 本人の	共する情報の対象となる 節囲	「Ⅱ.2.③対象となる本人の範囲」に同じ
6提	共方法	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期	y·頻度	随時
提供	先2	高知市教育委員会
①法令	う上の根拠	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第105号)第5条
②提係	共先における用途	就学援助に関する事務
3提6	供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提信 本人の	共する情報の対象となる 節囲	高知市に居住し、高知市立学校等に在学する児童・生徒及びその保護者
⑥提供方法		[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] その他 (庁内連携システム
⑦時期·頻度		就学援助の申請に合わせて随時

提供先3	個人住民税の特別徴収義務者		
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第1号		
②提供先における用途	特別徵収処理		
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
© JE J. C. J. J. Z.	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[○]その他 (地方税ポータルシステム (eLTAX)		
⑦時期•頻度	賦課決定, 賦課更正にあわせ毎月2回及び特別徴収義務者からの依頼時随時		
提供先4	税務署		
提供先4 ①法令上の根拠	税務署 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号		
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 税務署連絡せんで納税義務者の個人番号を確認 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報)		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 税務署連絡せんで納税義務者の個人番号を確認 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しく		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 税務署連絡せんで納税義務者の個人番号を確認 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 税務署連絡せんで納税義務者の個人番号を確認 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上、000万人以上 個人住民税の納税義務者		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号 税務署連絡せんで納税義務者の個人番号を確認 地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報) (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 個人住民税の納税義務者 []情報提供ネットワークシステム		

提供先5	市町村		
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号		
②提供先における用途	地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)で納税義務者の個人番号を確認, 寄附金税額控除に 係る申告特例通知書		
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
9 使供力法	[] フラッシュメモリ [〇] 紙		
	[○]その他 (地方税ポータルシステム (eLTAX))		
⑦時期·頻度	必要に応じて随時		
移転先1	税務管理課、保険医療課、介護保険課、子育て給付課、福祉管理課、第一福祉課、第二福祉課、障が い福祉課、保育幼稚園課、住宅政策課、母子保健課、健康増進課、地域保健課、高齢者支援課、子ども 家庭支援センター		
①法令上の根拠	・高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条項番(13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 53, 69, 75, 76, 81, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 106, 124, 125, 132, 137, 144, 155, 158)		
②移転先における用途	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条のとおり ・個人番号利用事務に係る各業務システムをおいて、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報を利用する。		
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しく はその算定の基礎となる事項に関する情報)		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・時理期口時占づ京知市に住所た方する老レスの辻養朝佐乃び、温土に住所た方」も老の一郎		
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線		
⑥移転方法	[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⊕19∓Ω/J/Ω	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	必要に応じて随時		

6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		<高知市における措置>・カメラ監視付きの入退室管理を行っているサーバ室内で、鍵付き専用ラックに搭載されたサーバ内に保管。・サーバへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームにオータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
期間 ②保管期間		<選択肢>		
	その妥当性	個人住民税情報は、地方税法第17条の5により、納期限より7年間経過までは保管が必要。		
③消去方法		<高知市における措置>・サーバ内の特定個人情報については、サーバの機器更新時等にサーバの機器更新時等に完全に消去する。・バックアップ媒体については、破砕処理を実施。・申請書等の紙媒体については、焼却処理を行う。 〈中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>・特定個人情報の消去は高知市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう完全に消去を行う。 〈ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈個人住民税システム〉

1期期割額, 2期期割額, 3期期割額, 4期期割額, 5期期割額, 6期期割額, 1月義務者数, 2月義務者数, 3月義務者数, 4月義務者 数, 5月義務者数, 6月義務者数, 7月義務者数, 8月義務者数, 9月義務者数, 10月義務者数, 11月義務者数, 12月義務者数, 1月 月割額, 2月月割額, 3月月割額, 4月月割額, 5月月割額, 6月月割額, 7月月割額, 8月月割額, 9月月割額, 10月月割額, 11月月割 額. 12月月割額, 1月月割額計, 2月月割額計, 3月月割額計, 4月月割額計, 5月月割額計, 6月月割額計, 7月月割額計, 8月月割額 計, 9月月割額計, 10月月割額計, 11月月割額計, 12月月割額計, 1月特徵個人番号, 2月特徵個人番号, 3月特徵個人番号, 4月特 徵個人番号, 5月特徵個人番号, 6月特徵個人番号, 7月特徵個人番号, 8月特徵個人番号, 9月特徵個人番号, 10月特徵個人番号, 11月特徵個人番号, 12月特徵個人番号, 1月特徵指定番号, 2月特徵指定番号, 3月特徵指定番号, 4月特徵指定番号, 5月特徵指 定番号, 6月特徵指定番号, 7月特徵指定番号, 8月特徵指定番号, 9月特徵指定番号, 10月特徵指定番号, 11月特徵指定番号, 12 月特徴指定番号, カナ氏名, 宛名コード, 宛名付設状況区分, 異動事由, 異動年月日, 一括徴収月, 延滞金判定区分, 屋号, 乙欄, 寡 夫, 寡婦一般, 寡婦特別, 課稅保留区分, 開始期, 開始月, 外国人, 漢字氏名, 含前職分区分, 給報提出年月日, 給報普徵希望区分, 給報報告人員, 給報未提出区分, 強制入力区分, 勤労学生, 均等割軽減区分, 減額区分, 減免額, 減免決定年月日, 減免事由, 減免 申請年月日,減免率,個人基本異動事由,個人番号採番区分,呼出区分,控除強制区分,控対配,控対配無,控対配有,控対配老,同 配,更新時間,更新日付,更新年月日,国保高額療養費支給額,国保年間納付額,国保年間賦課額,催告書発送区分,済期,済月,災 害者,市申発送区分,指定区分,死別離別区分,死亡退職,氏名カナ,氏名漢字,資料異動事由,資料区分,資料提出年月日,資料番 号,資料併合状態区分,事業所異動事由,事業所家屋敷区分,事業所個人番号,事業所指定番号,事業所送付区分,事業所徴収区 分, 事業所調査区分, 事業所閉鎖日, 次年度呼出区分, 次年度市申発送区分, 受給者番号, 収納異動連番, 住所, 住所力ナ, 住所漢 字,従業員異動事由,純損失区分,処理事由,所得控除溢れ区分,所得控除額,所得控除区分,所得控除件数,所得税更正通知日, 所得税納税者番号、消除区分、障害者区分、障害他人数、障害同特人数、障害特人数、状態区分、職業カナ、職業コード、世帯コード、 性別,生活保護区分,生年月日,青色申告区分,税額通知区分,税額変更通知発布日,税務署通報区分,専従者控除額,専従他人 数, 専従配偶者, 総括表上受給者数, 総括表送付区分, 総括表未提出区分, 続柄コード, 他市町村区分, 対象者通知区分, 対象者通知 受入処理日,団体区分,中途就退区分,中途就退年月日,帳票出力区分,徵収区分,通報年月日,停止依頼区分,停止依頼結果受入 処理日,停止依頼月,停止依頼処理結果区分,停止依頼処理日,訂正書番号,転勤元指定番号,転勤先指定番号,電話番号,当初特 徵通知出力区分,統計区分,特徵依頼処理結果区分,特徵依頼処理結果受入処理日,特徵依頼処理日,特徵個人番号,特徵最終個 人番号,特徴指定番号,特徴処理結果区分,特徴発布日,特別徴収義務者コード,年金コード,年金特徴通知書番号1,年金特徴通知 書番号2,年金納付額,年金保険者用整理番号1,年金保険者用整理番号2,年調区分,年度,年特月割額,納期限変更区分,納税義 務者数,納税義務者数均等割,納税義務者数所均,納税義務者数所得割,納税通知書番号,納特開始年月,納特区分,納特終了年 月,納入書発送区分,納入書不要区分,配偶者宛名コード,配偶者所得,配特有,発布日,被扶養専従者異動事由,被扶養専従者区 分、非課税区分、非課税者数、非課税証明区分、夫あり、扶養専従主宛名コード、扶養専従主世帯コード、扶養他人数、扶養同老人数、 扶養特定済区分,扶養特定人数,扶養老人数,普徵納通出力連番,普徵発布日,賦課異動事由,賦課異動理由,賦課個人区分,賦課 市外住所コード,賦課氏名カナ,賦課氏名漢字,賦課住所枝番,賦課住所小枝番,賦課住所小字,賦課住所町大字,賦課住所番地,賦 課住所方書,賦課住所方書コード,方書,法源番号,法人成前事業所指定番号,本人希望徴収区分,本人専従区分,本人他障,本人特 障, 未成年, 優先資料区分, 優先資料番号, 郵便番号, 予備, 履歴連番, 老年者, 記載欄識別, 番号区分, 資料個人番号, 元資料個人番号, 状態区分, 変更理由区分, 真正性確認日, レコード登録日, レコード登録時間, 最終更新日, 最終更新時間, 市区町村コード, ひと り親, 所得金額調整控除区分, 調整扶養, 申告不要, 森林環境税

〈中間サーバ・ソフ	トウェア〉	
地方税関係情報	情報提供用個人識別符号	情報提信

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情	報ファイル名	名	
2. 課税資料情報:	ファイル		
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 1)システム用ファイル 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル	レ(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢>	
③対象となる本人	の範囲 ※	賦課期日時点に住民基本台帳で管理されている者(地方税法第294条), 高知市所などを保有している者(地方税法第294条の2), 事実上高知市を生活の拠点とし294条第3項)	
その必	要性	当該特定個人情報ファイルは、地方税法に基づき、上記範囲の本人に関する正する記録の適正な管理を行う責務があるため。	確な記録及び本人に関
④記録される項目	1	<選択肢> (選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目 表満 4) 100項目以上 3) 50項目以上100項目未満 4) 100	頁目以上50項目未満 項目以上
主な記	録項目 ※	[○]国税関係情報 [○]地方税関係情報 []]健 [□]医療保険関係情報 [□]児童福祉・子育て関係情報 [□]関 [□]生活保護・社会福祉関係情報 [□]介護・高齢者福祉関係情報	
その妥	当性	・識別情報及び4情報:課税対象者を正確に特定させるために保有する。 ・連絡先等情報:対象者の世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため保有す ・業務関係情報 ①国税関係情報:国税庁から確定申告書等の所得税にかかる情報を記録し、個よい保有する。相互の税務調査のために保有する。 ②地方税関係情報:個人住民税の賦課決定、更正のために保有する。	
全ての	記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥ 事務 担 当 部 署		財務部 市民税課	

3. 特定	個人作	報の入手・	使用					
①入手元 ※			[〇] 本人又は本人の代理人					
			[]評価実施機関内の他部署 ())				
			[O]行政機関·独立行政法人等 (税務署))				
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村担当課))				
			[〇]民間事業者 ()				
			[〇] その他 (年金保険者))				
			[○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ	<u>÷</u> IJ				
②入手方	法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム					
	1/4		[]情報提供ネットワークシステム					
			[O] その他 (電子ファイル(eLTAX, 国税連携データ, 給与支払報告書, 公的年金等支払) 報告書))				
③入手の時期・頻度			〇個別的に本人から入手する事務 ・確定申告書、市申告書の入手頻度(随時) 〇行政機関・独立行政法人等 ・確定申告書の入手頻度(随時) ・法定調書の入手頻度(随時) ・地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時) ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書(毎年1月末) 〇民間事業者 ・給与支払報告書及び特別徴収異動届書等の入手頻度(随時) 〇年金保険者 ・公的年金等支払報告書の入手頻度(随時)					
④入手に	係る妥	当性	個別的に本人から入手する情報や行政機関・独立行政法人等、民間事業者、年金保険者から入手する情報は、地方税法の規定によるものである。					
⑤本人へ	の明示	:	本人に直接は明示していないが,課税のために必要な情報であり,その情報については,地方税法第317条の2第1項各号(納税義務者が申告書等に記載する事項)等に規定されている。					
⑥使用目	的 ※		地方税法に基づく個人住民税に関する正確な記録及びその記録の適正な管理のため。					
	変更0	D妥当性	非該当					
		使用部署	財務部 市民成果					
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] (2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上					
⑧使用方法 ※			課税資料のイメージを通じて、本人確認の為に個人番号を利用する。					
	情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※		課税根拠資料に記載された個人番号と、対象者の課税資料イメージに記載されている個人番号を し、個人番号の真正性を確認する。	突合				
			特定個人情報を用いた個人を特定した統計や情報の分析は行わない。					
権利利益に影響与え得る決定			該当無し。					
⑨使用開始日			平成28年1月1日					

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託							
委託0)有無 ※	(委託する 3 (((1 () ((() (()							
委託	事項1	課税資料ファイリングシステムの運用保守及び改修							
①委託	E内容	課税資料ファイリングシステムの運用保守及び改修							
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部							
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上							
	対象となる本人の 範囲 ※	「Ⅱ. 2. ③対象となる本人の範囲」に同じ							
	その妥当性	個人住民税情報を含む個人住民税システムの運用保守及び改修を委託しているため。 (注)システムの運用保守は、高度で専門的な知識・技能を要するため、職員による実施が困難							
③委託	E先における取扱者数	<選択肢>							
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [〇] その他 (システムを構成するサーバ及び端末機を使用して特定個人情報を取り扱う。)							
⑤委託先名の確認方法		・高知市行政情報公開条例に基づき、契約関係書類の公開請求が可能。 ・契約の都度、高知市ホームページで業務名、契約相手方、契約期間、契約金額等を公表。							
⑥委託先名		株式会社ジェイ エスキューブ							
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない							
	8再委託の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続に基づき、委託先からの再委託承認申請書を審査のうえ、再委託承 諾通知を行う。							
	⑨再委託事項	サーバ, OCR機器などの保守業務							

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件				
1.た (大・19年4の) 円 無	[] 行っていない				
提供先1	他市町村担当課				
①法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第10号				
②提供先における用途 賦課住所地となる他市町村で申告情報の登録を行うため					
③提供する情報	地方税関係情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	紙または電子による課税資料(給与支払報告書,確定申告書,公的年金等支払報告書等)で提出されたもののうち,他市町村に課税資料回送すべき対象者				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
のた 伝刀仏	[] フラッシュメモリ [〇] 紙				
	[O] その他 (PDFファイル)				
⑦時期·頻度	毎年1月~3月の課税資料受付期間・随時				

6. 特定個人情報の保管・消去								
①保管場所 ※		<高知市における措置> ・カメラ監視付きの入退室管理を行っているサーバ室内で, 鍵付き専用ラックに搭載されたサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスは, ID/パスワードによる認証が必要。						
②保管期間	期間	<選択肢>						
	その妥当性	個人住民税情報は,地方税法第17条の5により,納期限より7年間経過までは保管が必要。						
③消去方法		<高知市における措置> ・サーバ内の特定個人情報については、サーバの機器更新時等に完全に消去する。 ・バックアップ媒体については、破砕処理を実施。 ・申請書等の紙媒体については、焼却処理を行う。						
7. 備考								

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈給与支払報告書項目〉

法定資料の種類 . 整理番号1 . 本支店等区分番号 . 提出義務者の住所(居所)又は所在地 . 提出義務者の氏名又は名称 . 提出 義務者の電話番号, 整理番号2, 提出者の住所(居所)又は所在地, 提出者の氏名又は名称, 訂正表示, 年分, 支払を受ける者 ー住所又は居所、 支払を受ける者ー国外住所表示, 支払を受ける者ー氏名, 支払を受ける者ー役職名, 種別, 支払金額, 未払 金額 , 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) , 所得控除の額の合計額 , 源泉徴収税額 , 未徴収税額 , (源泉)控除対象 配偶者の有無 , 老人控除対象配偶者 , 配偶者(特別)控除の額 , 控除対象扶養親族の数ー特定一主 , 控除対象扶養親族の数ー 特定一従, 控除対象扶養親族の数一老人一主, 控除対象扶養親族の数一老人一左の内訳, 控除対象扶養親族の数一老人一従 控除対象扶養親族の数-その他-主 ,控除対象扶養親族の数-その他-従 ,障害者の数-特別障害者 ,障害者の数-左の内訳 障害者の数一その他、 社会保険料等の金額、 左の内訳(社会保険料等の金額の内訳)、 生命保険料の控除額、 地震保険料の 控除額 , 住宅借入金等特別控除等の額 , 旧個人年金保険料の金額 , 配偶者の合計所得 , 旧長期損害保険料の金額 , 受給者の 生年月日一元号, 受給者の生年月日一年, 受給者の生年月日一月, 受給者の生年月日一日, 夫あり, 未成年者, 乙欄適用, 本人が一特別障害者,本人が一その他の障害者,老年者,寡婦,寡夫,勤労学生,死亡退職,災害者,外国人,中途就・ 退職-中途就職・退職の区分, 中途就・退職-年, 中途就・退職-月, 中途就・退職-日, 他の支払者-住所(居所)又は所在地 他の支払者-国外住所表示, 他の支払者-氏名又は名称, 他の支払者-給与等の金額, 他の支払者-徴収した金額, 他の支 払者ー控除した社会保険料の金額 、災害者に係る徴収猶予税額 、他の支払者のもとを退職した年月日ー年 、他の支払者のもとを退 職した年月日一月 , 他の支払者のもとを退職した年月日一日 , 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一年 , 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一月 , 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(1回目)一日 , 住宅借入金 等特別控除適用数, 住宅借入金等特別控除可能額, 住宅借入金等特別控除区分(1回目), 住宅借入金等の額(1回目), 住宅借 入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一年, 住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)一月, 住宅借入金等 特別控除等適用家屋居住年月日(2回目)ー日, 住宅借入金等特別控除区分(2回目), 住宅借入金等の額(2回目), 摘要 , 新生命 保険料の金額, 旧生命保険料の金額, 介護医療保険料の金額, 新個人年金保険料の金額, 16歳未満扶養親族の数, 国民年金 保険料等の金額 ,非居住者である親族の数 ,提出義務者の個人番号又は法人番号 ,支払を受ける者の個人番号 ,(源泉・特別) 控除対象配偶者ーフリガナ,(源泉・特別) 控除対象配偶者ー氏名,(源泉・特別) 控除対象配偶者ー区分,(源泉・特別) 控除対象配偶者ー個人番号, 控除対象扶養親族ーフリガナ, 控除対象扶養親族ー氏名, 控除対象扶養親族ー区分, 控除対象扶養親族ー個 人番号, 16歳未満の扶養親族-フリガナ, 16歳未満の扶養親族-氏名, 16歳未満の扶養親族-区分, 16歳未満扶養親族-個人 番号, 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号, 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号, 普通徴収, 青色専従者, 条 約免除,支払を受ける者の フリガナ, 受給者番号, 提出先市町村コード, 指定番号,基礎控除の額,所得金額調整控除額,ひとり 親,資料番号

〈公的年金等支払報告書項目〉

法定資料の種類 , 整理番号1 , 本支店等区分番号 , 提出義務者の住所(居所)又は所在地 , 提出義務者の氏名(居所)又は名称 , 提出義務者の電話番号 ,整理番号2 ,提出者の住所(居所)又は所在地 ,提出者の氏名又は名称 ,訂正表示 ,年分 ,支払を受 ける者一住所又は居所 ,支払を受ける者一国外住所表示 ,支払を受ける者一氏名 ,支払を受ける者一生年月日一元号 ,支払を受ける者一生年月日一年 ,支払を受ける者一生年月日一月 ,支払を受ける者一生年月日一日 ,所得税法第203条の3第1号 第4号適 ,支払を受 用分ー支払金額, 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分ー未払金額, 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分ー源泉徴収税額 所得税法第203条の3第1号・第4号適用分ー未徴収税額, 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分ー支払金額, 所得税法第203 条の3第2号・第5号適用分ー未払金額、 所得税法第203条の3第2号・第5号適用分ー源泉徴収税額、 所得税法第203条の3第2号・第5 号適用分一未徴収税額, 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分一支払金額, 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分一未払金 額, 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分ー源泉徴収税額, 所得税法第203条の3第3号・第6号適用分ー未徴収税額, 所得税 法第203条の3第7号適用分ー支払金額, 所得税法第203条の3第7号適用分ー未払金額, 所得税法第203条の3第7号適用分ー源泉 徴収税額, 所得税法第203条の3第7号適用分ー未徴収税額, 本人ー特別障害者, 本人ーその他の障害者, 本人ー老年者,源泉 控除対象配偶者の有無等 , 控除対象扶養親族の数ー老人 , 控除対象扶養親族の数ーその他 , 障害者の数ー特別障害者 , 障害 者の数-その他, 社会保険料の金額, 控除対象扶養親族の数:特定, 摘要, 障害者の数:特別障害者のうち同居, 本人-ひとり 親・特別寡婦、本人一寡婦・寡夫、 16歳未満の扶養親族の数、 非居住者である親族の数、 提出義務者の法人番号、 支払を受ける 者のフリガナ、支払を受ける者の個人番号、源泉控除対象配偶者ーフリガナ、源泉控除対象配偶者一氏名、源泉控除対象配偶者 ー区分, 源泉控除対象配偶者一個人番号,源泉控除対象配偶者一配偶者の合計所得,源泉控除対象配偶者ー48万円以下, 除対象扶養親族ーフリガナ, 控除対象扶養親族一氏名, 控除対象扶養親族一区分, 控除対象扶養親族一個人番号, 16歳未満の 扶養親族ーフリガナ, 16歳未満の扶養親族ー氏名, 16歳未満の扶養親族ー区分, 16歳未満の扶養親族ー個人番号, 受給者番号, 提出先市町村コード, 指定番号(事業所番号), 資料番号

〈寄附金税額控除に係る申告特例通知書項目〉

手続ID, 修正回数, 通知年月日, 回送先団体コード, 回送先政令指定都市区コード, 回送先区・事務所コード, 回送先市(区町村)長, 回送元団体コード, 回送元市(区町村)長または都道府県知事, 連絡先組織名, 連絡先電話番号, 年分, 住所, フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 電話番号, 合計寄附金額, 備考, 団体間回送発行番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〈確定申告書項目〉

(特定增改築等)住宅借入金等特別控除 区分,(特定增改築等)住宅借入金等特別控除 控除額,(特定增改築等)住宅借入金等特別控除額,(免)表示, 1月1日住所, 1月1日住所の地方自治体コード,あなたの共有持分,あなたの持分に係る取得対価の額等,うち居住用部分の(床)面積,その他の税籍控除,ファイル名(フリガ) 医療費控除,営業等,営業等(特例表示),延納届出額,屋号,屋号・雅号,寡婦、寡夫控除,課税される所得金額,課税される所得金額又は第三表,課税期間 課税期間(至)(日),課税期間(至)(年),課税期間(至)(年号),課稅期間(自)(月),課稅期間(自)(日),課稅期間(自)(年),課稅期間(自)(年), 保険料の計、開始(廃止)月日(月)、開始(廃止)月日(日)、開始・廃止の区分(区分コード)、開始・廃止の区分(区分名)、外国税額控除 控除額、外国税額控除区分(区分コード)、学校名、掛金の種類、株式等の譲渡、株式等譲渡所得割額控除額、 還付される税金、 還付先金融機関(金融機関コード)、 還付先金融機関(金融機関名)、 分コード)、学校名、掛金の種類、株式等の譲渡、株式等譲渡所得割額控除額、 遠付される祝金、 遠行先金融機関(玉融機関)コート)、 遠り九金融機関(入口)、 遺付先金融機関(口座番号)、 遺付先金融機関(支店コード)、 遺付先金融機関(支店名)、 遺付先金融機関(預金種類)、 基礎控除、 寄附金、 寄附金、 寄附金 控除 控除額、 寄附先の所在地、 寄附先の名称、 給与、 給与などの支払者の氏名・名称、 給与区分、 給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択(区分コード)、 給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択(区分コード)、 給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の選択(区分名)、 旧個人年金保険料の計(個人年金保険料の計), 旧生命保険料の計(人の機関の制)、 旧長期損害保険料の計、 居住開始年月日(月)、 居住開始年月日(日)、 居住開始年月日(年)、 居住開始年月日(年)、 居住用部分に係る 体体性では、一直と物膜上体医性のは、一角に開始するは代介、一角に開始するは、10元、16元(10元)には、10元(10元)には、 市区町村,支払医療費,支払掛金,支払保険料,氏名,氏名·名称,氏名·名称読み,資本金又は出資金額,資本金又は出資金額(連結法人),事業所 、山林、市区町村、文払医療資、文払街金、文払保険料、氏名、氏名・名称、氏名・名称。成名・遠へ、資本金又は出資金額(異年法人)、事業所 屋号、事業所住所、事業所電話番号(加入者番号)、事業年第一部語番号(市外局番)、事業所電話番号(市内局番)、事業所読み、事業所名称、事業所名称 事業所郵便番号(上3桁)、事業年度(全)(年)、事業年度(至)(月)、事業年度(至)(日)、事業年度(至)(日)、事業年度(至)(年)、事業年度(百)(月)、事 業年度(自)(日)、事業年度(自)(年)、事業年度(自)(年号)、事業用資産の譲渡損失など、社会保険の種類、社会保険料控除、取得対価の額、手続き(手続きコード)、 手続き(手続き名)、種目・所得の生ずる場所、種類、収入金額、修正区分(区分コード)、修正区分(区分名)、住所、住所(下段)、住所(上段)、住所以外の事業所・事 務所又は居所、住所地の共同募金会、日赤支部分、住宅借入金等の年末残高、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除 区分、 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除 控除額、(生宅耐震改修特別控除区分(区分コード)、住宅耐震改修特別控除(区分(区分3)一下)、 重複等用(区分)、 住宅性空水体柱別税額控除区分(区分コード)、住宅特定改体性別税額控除区分(区分名) 従事日料・担席・仕事の内容、重複等用(区分司金ど)、重複等用(区分名) は七前辰以降はかけがは際、は七寸だ以降。60と足が底及は七利米守行が代銀江が、はい策は、は七前辰以降はがはたはハイードが、は七前辰以降はかけば 、 住宅特定改修特別税額控除区分(区分コード)、住宅特定改修特別税額控除区分(区分名)、従事月数:程度・仕事の内容、重複適用(区分分コード)。重複適用(区分名)、 重複適用の特例(区分コード)、重複適用の特例(区分名)、所得から差し引かれる金額、所得の種類、所得の生ずる場所、所得金額、所得税及び復興特別所得税の額 小規模企業共済等掛金控除、障害者(1に該当する方を除きます。)(区分コード)、障害者(1に該当する方を除きます。)(区分名)、上の(26)に対する税額又は第三表の(8 1)、上場株式等の配当等,条1,条2、条3、職業,新個人年金保険料の計、新生命保険料の計、新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末展高、申告の種類(区分コード)、申告の種類(区分名)、申告期限までに納付する金額、申告納税額、親法人所在地、親法人名称、震災関連寄附金、世帯主との続 柄, 世帯主の氏名, 世帯主氏名, 性別, 性別(区分コード), 性別(区分名), 政党等寄附金等特別控除 区分, 政党等寄附金特別控除 控除額, 整理番号, 生年月日 生年月日(月),生年月日(日),生年月日(年),生年月日(年号),生命保険料控除,製造場等所在地,製造場等電話番号(加入者番号),製造場等電話番号(市外 局番)、製造場等電話番号(市内局番)、製造場等名称、製造場等名読み、製造場等郵便番号(下4桁)、製造場等郵便番号(上3桁)、青色区分(区分コード)、青色区分(区 分名)、青色申告特別控除額、税額控除の名称、税務署名、税務署名(税務署番号)、税務署名(税務署名)、税理士法第30条の書面提出有(区分コード)、税理士法第 30条の書面提出有(区分名)、税理上法第33条の2の書面提出有(区分コード)、税理工法第33条の2の書面提出有(区分名)、税理工法第30条の書面提出有(区分名)、税理工法第33条の2の書面提出有(区分名)、税理工法第33条の2の書面提出有(区分名)、税理工法第33条の2の書面提出有(区分名)、税理工法第33条の2の書面提出有(区分名)、税理工名、設立年月日(月)、設立年月日(日)、設立年月日(日)、設立年月日(日)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、設立年月日(年)、日本の日本(日本)、 (日), 成立千月(日代), 成立千月(日代ラ), 八物以引, 等化自由子(圧体)領, 等化自由子(圧体)領域の自計級, 総は水間領, 総日旅代の自計級, 総日旅校, 頃, 柄, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 損害の原因, 損害を受けた資産の種類など, 損害金額, 損害年月日(月), 損害年月日(日), 損害年月 日(年号), 損失区分(区分コード), 損失区分(区分名), 他都道府県の事務所等区分(区分コード), 他都道府県の事務所等区分(区分名), 退職, 退職所得控除額, 代表 者氏名, 代表者氏名(連結法人), 代表者氏名読み, 代表者氏名読み(連結法人), 代表者住所, 代表者住所(連結法人), 代表者電話番号(加入者番号), 代表者電 話番号(市外局番),代表者電話番号(市内局番),代表者郵便番号(下4桁),代表者郵便番号(上3桁),代理人住所,代理人等氏名,代理人等氏名読み,代理人等電話 番号(加入者番号). 代理人等電話番号(市外局番), 代理人等電話番号(市内局番), 代理人等郵便番号(下4桁), 代理人等郵便番号(上3桁), 第3期分の税額, 配偶者(特別)控除 控除額,配偶者の合計所得金額,配偶者の氏名,配偶者控除区分(区分コード)、配偶者控除区分(区分名)、配偶者特別控除区分(区分名)、配偶者特別控除区分(区分コード)、配偶者特別控除区分(区分名)、配偶者特別控除区分(区分コード)、配偶者特別控除区分(区分名)、配当、配当に関する住民税の特例、配当割額控除額、配当控除、番号、非居住者の特例、必要経費(下段)、必要経費(上段)、必要経 必要経費等(上段), 不動産, 不動産(特例表示), 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額, 扶養控除, 扶養控除額の合計, 扶養親族の氏名 (子後) 日バロバー 左帕音・イス(ロバイ)、左帕音・インスを開始されている。 一番) 連結法人電話番号(市内局番)、連結法人名称、連結法人名称読み、連帯債務に係るあなたの負担割合、長期譲渡一般分、長期譲渡接終学分、長期譲渡特定分 短期譲渡一般分、短期譲渡軽減分、総合譲渡短期、総合譲渡長期、上場株式等の譲渡、一般株式等の譲渡、個人番号(マイナンバー)、非居住者人数、国外居 住区分 ,負債の利子 ,明細 ,医療費控除-区分(区分コード),医療費特例控除額,同一生計配偶者,連結法人所在地読み,利用者識別番号(連結子法人),税務署名(連結 子法人) (税務署番号), 税務署名(連結子法人) (税務署名), 法人番号(連結子法人), 整理番号(連結子法人), eLTAXの利用者ID, eLTAXの利用者ID(連結子法人), 給与 金額,業務,業務(特例表示),その他(特例表示),その他,寡婦、ひとり親控除 区分,寡婦、ひとり親控除 控除額,配偶者(特別)控除 区分1,配偶者(特別)控除 扶養控除 区分,扶養控除 控除額,住借金等特別控除 区分1,住借金等特別控除 区分2,住借金等特別控除 控除額,住宅耐震改修特別控除等 控除額,外国税額控除 等 区分,外国税額控除等 控除額,公的年金等以外の合計所得金額,種目,給与などの支払者の「法人番号又は所在地」等,給与などの支払者の「名称」,支出金額,給与 公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(区分コード),給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(区分名),非上場株式の少額配当等,都道府県、市区 町村への寄附(特例控除対象), 共同募金、日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附, 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以 外、項目名、金額、支払保険料等の計 合計、うち年末調整等以外 合計、新生命保険料 支払保険料等の計、新生命保険料 うち年末調整等以外、旧生命保険料 支払保険料等の計、旧生命保険料 うち年末調整等以外、旧個人年金保険料 支払保険料等の計、新個人年金保険料 うち年末調整等以外、旧個人年金保険料 支払保険料等の計、 行者の前、旧王明体院社 プライ・河里等のが、新国八十軍体院社 又五体院社等の前、新国八十軍体院社 プライ・河里等のが、旧国八千軍体院社 文五体院社等の前、旧国人年金保険料 うち年末調整等以外、地震保険料 支払保険料等の計、地震保険料 うち年末調整等以外、旧長期損害保険料 支払保険料等の計、加震保険料 うち年末調整等以外、旧長期損害保険料 支払保険料等の計、旧長期損害保険料 うち年末調整等以外、ひとり親 控除区分(区分コード)、ひとり親 控除区分(区分名)、年調以 ド)、国外(区分名)、年調(区分コード)、年調(区分名)、同一(区分コード)、同一(区分名)、別居(区分コード)、別居(区分名)、その他 調整(区分コード)、その他 調整(区分 名), 16(区分コード), 16(区分名), 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額, 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額, 種目・支払者の名称等, その他 区 分, その他 金額, 口座情報提供同意区分, 通知希望区分(加算税)、特定配当等の全部の申告不要, 営業等 区分, 営業等 金額, 農業 区分, 農業 金額, 不動産 区分1, 不動産 区分2, 不動産 金額, 特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要, 総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項, 退職所得のある配偶者・親族, 令和6年 分特別税額控除,人数,控除額,再々差引所得税額,住宅 特個,その他

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・申請・届出等の様式を、不必要な情報が記載されないよう分かりやすいものにするとともに、様式に記載された情報について、事務マニュアルに基づき、受付時に確認を行う。 ・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、団体内統合利用番号連携サーバ(連携サーバ)による 庁内連携システム等の認められた方法以外での入手を禁止するとともに、入手記録を保存し、定期的に 確認を行う。							
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・上記の措置の実施に加え,庁内連携システムで情報を入手する場合については,必要な情報以外を入 手できないようシステム上で制限を行う。							
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 不適切な方法で入手	=が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について, 教育を徹底する。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情	- 報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード若しくは通知カード及び主務省令で定められた本人確認書類の提示を受け、本人確認さ行う。							
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・住登住民については既存住民基本台帳システム、住登外住民については住民基本台帳ネットワークで、個人番号及び基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)と入手した情報の照合を行う。 ・他部署、行政機関、民間事業者、年金保険者から個人番号を入手する場合は、入手元が個人番号の真正性を確認している。							
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバと連携して、氏名、性別、生年月日、住所情報の正確性をチェックする。また本人にもチェックしてもらう。							
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	・窓口においては、本人から直接書面を受け取ることを原則とする。・他部署又は他機関から情報を入手する場合は、安全性が確認された庁内連携システム等を介してしか情報を入手しないよう事務を徹底する。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_								

3. 犋	定個人情報の使用								
リスク	1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
宛名システム等における措置 の内容			宛名システム等を介して他の事務で使用する特定個人情報ファイルには、 アクセスできないようアクセス 制御を行う。						
事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容			・個人住民税システムでは、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。 ・他のシステムで保有する特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制限を行う。						
その他	也の措置の内容		・原則としてシステムファイル以外の電子ファイルでの特定個人情報の保有を禁止する。 ・保有する場合は、他の特定個人情報と紐付けを行わないよう、教育を徹底する。						
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	る 2) 十分である る		
リスク	2: 権限のない者(元職	員、ア	クセス権限の	ない職員	等)によって	不正に使用されるリスク	7		
ューサ	デ認証の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	てると	とともに、IDと	パスワード	によるユー+	ある職員,派遣者,委託 が認証を行う。	た		
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	(1)発効管理 ・業務とアクセス権限(使用できる業務メニューの範囲, 更新・閲覧等の区別等)の対応表を作もに、アクセス権限の発効に際しては、利用者からの申請に基づき、市民税課長が対応表をでせる機能を発効する。 (2)失効管理 ・権限を有していた職員が異動・退職した場合は、直ちに権限の失効を行う。					ゔき,市民税課長が対応表を確		
アクセ	ス権限の管理	[行っている]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	・パス	スワードは6か -ザID及び付	りごとに変	変更しなけれ	fせず, 必ず個人に対し. ば, システムにログイン		 正ちに修正	
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を	残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残している	ELV	
	具体的な方法		人を特定した。 報の項目等を			· 操作について, ユーザI	ID, 端末, 操作日時, アクセス		
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい			
リスク	3: 従業者が事務外で係	使用す	るリスク						
リスク	に対する措置の内容					の罰則について教育を	务以外で特定個人情報の利用: 徹底する。	が禁止され	
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい			
リスク	4: 特定個人情報ファイ	ルがっ	不正に複製さ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容		する。・バッ	とともに, サー	-バでの操作 以外に特定	作ログを記録 と個人情報	まする。 ファイルを複製しないこと	ップ処理, データ抽出等)できる とや, 認められた処理以外で個		
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい			
特定侧	固人情報の使用における	その作	也のリスク及び	ゾそのリスク	ケに対する措				
_									

4. 報	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない							
委託	委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク							
情報(呆護管理体制の確認	による報告 ・個人情 ・個人情	音と契約を締結する際 きを義務付ける。 報保護に関する規定 報保護に関する人的 報保護に関する技術	,体制の 安全管理	整備 措置	を行うとともに、契約締結後は、書面		
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない		
	具体的な制限方法		権限を付与する従業。 -付与するアクセス権		要最小限に限定する。 最小限に限定する。			
特定化いの記	国人情報ファイルの取扱 3録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法		、情報の利用履歴にて 5年間保存する。	Oいて, ユ·	ーザID, 操作日時, 処理事 _日	由等を記録する。		
特定值	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法				提供を一切認めない。 する場合は,記録を残し,月	引回確認を行う。		
					E個人情報を直接提供しないにシステムを利用して行うこ	•		
特定值	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	業務遂行法により	fに伴い出力した特定 養棄する。	個人情報	プァイルは、不要となった時 を含む帳票等については、 を、定期的に職員が確認す	不要になった時点で、定められた方		
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
規定の内容		・特定個人 ・特定個人 ・情報漏り ・消去のル ・特定個人	、情報の取扱いについ	E 理に責任 Vて四半期		で結果を報告する		
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 3) 十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法	委託先と	:同等のリスク対策を	実施する。				
その他の措置の内容		_						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定值	固人情報ファイルの取扱し	いの委託に	おけるその他のリスク	ク及びその	リスクに対する措置			

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提供を除く) [] 提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の 記録		[記録を残し	ている]	<選択肢> 1) 記録を残してい	いる 2) 記	登録を残していない
	具体的な方法	情報の項目等をシステ	テムで記録する。)専用線を利用し 事務・システム,	て電子ファイル等によ	い提供・移転を行う	利用する事務, 提供する 場合は, 提供者, 提供日 する。
	国人情報の提供・移転に ルール	[定めてに	る]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	きめていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供 第9条第2項に基づく ・認められた提供・移動 ・提供・移転の記録を	条例で規定する。 伝については、庁	。 ・ 内連携システム等の		ているもののほか, 番号法 トを禁止する。
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され		-分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	・移転が行われるリス	ク			
リスク	に対する措置の内容			での特定個人情報の 反した場合の罰則等に		
リスク	への対策は十分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され		-分である
リスク	3: 誤った情報を提供・利	多転してしまうリスク、誤	呉った相手に提供	・・移転してしまうリスク	7	
リスク	に対する措置の内容					で規定された照会者, 提供 ノステムで制御を行う。
リスクへの対策は十分か		[十分であ	SS]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され		-分である
特定値 る措置		託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。)に	おけるその他のリス	ク及びそのリスクに対す

0. 情報提供イットソーツン	ステムとの技術 「対象にない(大手)」「技術しない(提供)」							
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会機能(注1)により、情報提供許可証を受領してから情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及が照会した情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否の判断するために使用するもの。(注3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。							
リスクへの対策は十分か	【 十分である							
リスク2: 安全が保たれない方	5法によって入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク								
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバ・、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。							
リスクへの対策は十分か	【 十分である 】 <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

1 4d 6d 1 4v1

○ | 株数担保さい| ロー | 52.ラニナ|

Jスクに対する措置の内容	(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(注)。・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(注)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフィームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフィームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフィーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	【 十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
	·
スクに対する措置の内容	・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供される
	リスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施 した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン 連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機 能。
Jスクへの対策は十分か	・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機
スクへの対策は十分か スク6: 不適切な方法で提	・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【注】情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【注】情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【注】
	・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【注】情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【注】情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【注】

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報 照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特 無点者への推出情報を受視した工で、情報が無人的なに行動を使べることで、誤りた相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(注)により、「情報提供データベースのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本 リスクに対する措置の内容 と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (注)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> [十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記
- 録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応し ている。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- マードョッー・バングパッカー Alcaの の計画と、 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政 ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保し ている。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等
- のリスクを極小化する。

⑦バックアップ		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・周 知		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	皆の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存	者の個人番号と同様の力	方法で安全	管理措置を実施する。	
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古い	、情報の	のまま保管され続けるリス	くク		
リスク	に対する措置の内容	•他部		税の賦課	、住民基本台帳が保有する情報に要する情報のうち、更新が必要	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消毒	去されす	ドいつまでも存在するリス	ク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	とに分 する焼 くガハ データ	けて保管し,保管期間を ま却施設での焼却処分)を バメントクラウドにおける措	過ぎている 実施してに :置> 、クラウド事	ものについては市民税課職員 いる。 『業者において、NIST 800-88、1	余している。紙媒体は保管期間ここより廃棄処分(高知市の設置 により廃棄処分(高知市の設置 ISO/IEC27001等に準拠したプロ
その他	也の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報の保管・消去に	おける	その他のリスク及びそのリ	スクに対す	ける措置	
_						

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

2. 課税資料情報ファイル

2. 味枕貝科情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	特定個人情報の入手経路をシステム内で認められた方法に限定し, 対象者以外の情報を不必要に収集しない仕組みとなっている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要な情報以外は入手できないようにインターフェースを規定している。 また端末を使用して特定個人情報を入力する場合においても、必要最低限の情報しか入力できないように 設計する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	
リスクに対する措置の内容	ユーザが不適切な方法で入手が行えないようにシステム上で利用可能な機能を制限する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	- 情報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード若しくは通知カード及び主務省令で定められた本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・住登住民については既存住民基本台帳システム、住登外住民については住民基本台帳ネットワークで、個人番号及び基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)と入手した情報の照合を行う。 ・他部署、行政機関、民間事業者、年金保険者から個人番号を入手する場合は、入手元が個人番号の真正性を確認している。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバと連携して、氏名、性別、生年 月日、住所情報の正確性をチェックする。また本人にもチェックしてもらう。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を取り扱うシステムに対して、アクセス制御の措置を講じている。 ・eLTax、国税連携データ等で入手する申告情報(電子ファイル)については、当該システムから入手した際に、サーバ上の保管場所に格納し、入手した情報をシステムへ取り込んだ後は、使用した電子ファイルを削除し、入手した情報の漏えいあるいは紛失を防止する対策をとっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	

3. 特定個人情報の使用										
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ト、事剤	%に必要のた	い情報。	との紐付	けが行	われるリスク			
宛名シ の内容	ンステム等における措置 E		宛名システム等を介して他の事務で使用する特定個人情報ファイルには, アクセスできないようアクセ ス制御を行う。							
	で使用するその他のシス おける措置の内容	課税ファイリングシステムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。また、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。								
その他	也の措置の内容									
リスク	への対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし		2) 十分である	
リスク	2: 権限のない者(元職	員、ア	′クセス権限(のない職	員等)に	よってる	下正に使用されるリスク	ל		
ユーサ	デ認証の管理	[行っている	5]			<選択肢> 1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法						証を実施しており、認制限することで、不正		用機能の認可機能に	
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている	5]			<選択肢> 1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・業剤 に、フ ス権 (2)失	アクセス権限 限を発効する 効管理	の発効に る。	に際して「	ま, 利用	-ューの範囲, 更新・関 者からの申請に基づる 場合は, 直ちに権限の	き, 市民税	課長が対応表を確認	
アクセ	ス権限の管理	[行っている	5]			<選択肢> 1) 行っている		2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・パフ	スワードは6だ ーザID及び付	か月ごと	に変更し	なけれり	せず、必ず個人に対し ば、システムにログイン 6か月ごとに実施し、	ノできない。		 ちに修正
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を	残してい	る]	<選択肢> 1) 記録を残している)	2) 記録を残していな	
	具体的な方法		人を特定した 報の項目等				操作について, ユーザ る。	ÎD, 端末,		
その他	也の措置の内容	_								
リスク	への対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし	いる いる	2) 十分である	
リスク	3: 従業者が事務外で個	吏用す	るリスク							
リスクに対する措置の内容 番号法及び番号法第9条第2項に基づく条例で認められた事務以外で特定個人情報の利用が禁止れていること、また、法令等に違反した場合の罰則について教育を徹底する。						禁止さ				
リスク	への対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてし		2) 十分である	
リスク	4: 特定個人情報ファイ	ルが	不正に複製さ	されるリス	くク					
リスク	に対する措置の内容	・サ-		のログイ			必要最小限のユーザ(タを管理するデータベ-			ず , データ
リスク	への対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてし		2) 十分である	
特定個	固人情報の使用における	その作	也のリスク及	びそのリ	スクに対	する措	置			

4. 14		り収扱いの安託			し」安託しない					
委託 经 委託 经	たによる特定個人情報の	不正入手・不正な使用に関する 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 1等のリスク	リスク							
情報係	呆護管理体制の確認	委託業者と契約を締結する際は、事前に以下の項目について確認を行うとともに、契約締結後は、書面による報告を義務付ける。 ・個人情報保護に関する規定、体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置								
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない					
	具体的な制限方法	ID, パスワード及び権限による利用制限や使用期間を制限する等の手段を用いて, 制限を行う。								
特定個	固人情報ファイルの取扱 !録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない					
	具体的な方法	どの職員が・いつ・どのような処理で・誰の情報について扱ったかについての記録を残す。								
特定個	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない					
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法	特定個人情報の提供の禁止を	を契約書	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2, 20, 60 00					
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認方法	契約書にて委託業務実施場所を庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止する。								
特定侧	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない					
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・業務上一時的に作成した特定個人情報ファイルは、不要となった時点で直ちに消去する。 ・業務遂行に伴い出力した特定個人情報を含む帳票等については、不要になった時点で、定められた方								
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない					
	規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管 ・消去のルール ・特定個人情報の取扱いにつし ・必要に応じて、本市が委託先の	定 ・理に責任 ・てチェッ	ffを負う クを行った上で結果を報告す	ర					
	・ 托先による特定個人情報 ルの適切な取扱いの確	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている) 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない					
	具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。								
その他の措置の内容		_								
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である					
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置										
_										

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情	報提供ネットワーク	システムを	を通じた提供を除く。)	1] 提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われるリス	ク				
特定個人情報の提供・移転の記録		[ii	録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記	録を残していない
	具体的な方法	提供の為、システム上から特定個人情報(紙又はPDF)を出力する際は、 ついて扱ったかについての記録を残している。					戦員が・いつ・誰の情報に
	園人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	第2項に基つ・認められた	びく条例で規定する。 の表別で規定する。	。 忍められた	については,番号法で規定され -方法以外を禁止する。	ıている t	ののほか,番号法第9条
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
リスク	2: 不適切な方法で提供	共・移転が行わ	つれるリスク				
リスク	リスクに対する措置の内容 提供のルールや、法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。					,	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	多転してしまう	リスク、誤った相手	に提供・種	多転してしまうリスク		
リスク	に対する措置の内容	確認を行う。 ・特定個人情	報の確認時は, 必	ず担当者	ステムとの内容の照合を行うと によるチェックを実施する。 背以外はアクセスできないことと		
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
特定個 措置	固人情報の提供・移転(委	託や情報提供	共ネットワークシス ・	テムを通じ	た提供を除く。)におけるその	他のリスケ	ク及びそのリスクに対する
_							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行材	つれるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方	・			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[7	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	ιるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	tされるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	てしまう	リスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	そのリス	クに対する措置	

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク	1: 特定個人情報の漏え	えい・滅失・毀損!	Jスク			
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府	F機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい。 3) 十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分	に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい。 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[十分	に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい。 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
④安全 への周	全管理体制・規程の職員 知	[十分	に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい。 3) 十分に周知していない	る 2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・入退室管理装 (2)記録媒体(バ ・原則持ち込み・施錠できる保管 ・事故,自然災害 (3)紙媒体	れたサーバ室内の 置及び監視カメラ シクアップ媒体等 禁止とし、特に必動 管庫等で管理する	による入) 要がある 。 の滅失等	理された専用ラックに設置する。 、退室者の記録を行う。 場合のみ許可とする。 「を回避するため、遠隔地での分	
⑥技術	斯的対策	[十分	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・定期的なパター(2)OS等の修正・全てのサーバ(3)不正アクセス	: 及び端末にウィル ーンファイルの更乗 プログラムの適用 及び端末に対して 対策	新, リアル ∵, 本シス	レタイムでの監視、週1回の全フ	の修正プログラムの適用を行う。
⑦バッ	クアップ	[十分	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事品知	女発生時手順の策定・周	[十分	に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	音の個人番号	[保行	管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人	.番号と同様の方法	まで安全	管理措置を実施する。	
その他	也の措置の内容	_			1301571	
リスク	への対策は十分か	[+	·分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクロ	に対する措置の内容	の内容 システムが管理する特定個人情報は、定期的に情報元と整合することにより、情報の正確性を確保する。				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消え	た されずい	つまでも存在するリス	スク		
消去手	訓真	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	システム	上, 保管期間の経過し	した特定個	人情報に関してはデータを削	除している。
その他	2の措置の内容	-				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	人情報の保管・消去に	おけるその	他のリスク及びその	リスクに対	する措置	
_						

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	查	
①自记	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<高知市における措置> ・評価書の記載内容どおり運用が行われているか年に1回自己点検を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監3	<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	〈高知市における措置〉 監査方式:内部監査 監査責任者:情報政策課長 監査実施体制:情報政策課特定個人情報保護評価担当者(数名) 監査の頻度:年1回 監査手法:監査事項に対する書面回答及び現地監査 ※現地監査は,情報政策課が決定した部署のみ(毎年数部署を抽出して実施) 監査事項:評価書記載事項及び各部署で策定している情報セキュリティ実施手順の記載事項に対する運用状況 監査結果の活用:結果に基づき運用改善を実施 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドにおける措置〉 で選別のリストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 彼	業者に対する教育・	
従業者	当に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	〈高知市における措置〉 ・職員(派遣職員を含む)に対しては、配属時(新規事務従事時)及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、契約書に個人情報(特定個人情報を含む)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時及び年1回、職員に対する研修と同等の研修の実施及び結果報告を義務付ける。 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等), ITリテラシ の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

- <ガバメントクラウドにおける措置>
 ・ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データ取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
- ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに 起因する事象の場合は、国はクラウド事業所と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起 因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応 するものとする。
- ・ ・具体的な取り扱いについて,疑義が生じる場合は,地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

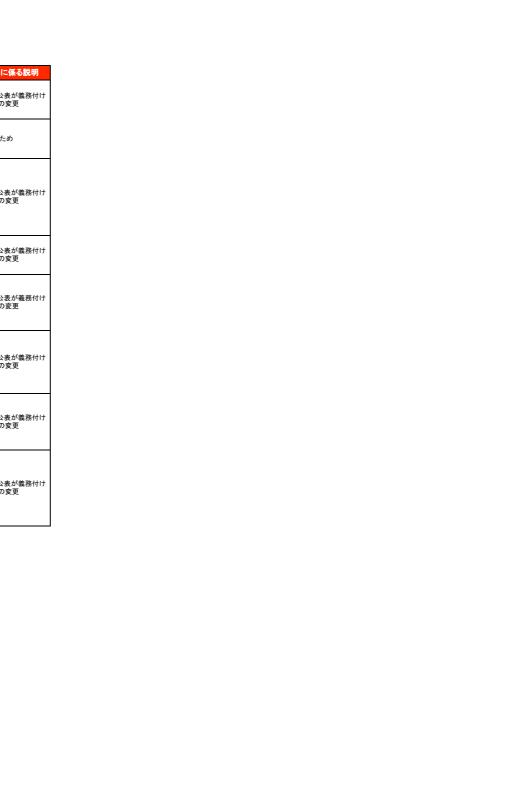
1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求	 求先	財務部 市民税課 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9421 総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412			
②請3	求方法 	指定の様式による書面の提出(電話等の口頭は不可)により、開示、訂正及び利用停止請求を受け付ける。			
	特記事項				
③手数料等		(手数料額、納付方法:			
④個,	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
	個人情報ファイル名	個人市県民税賦課事務			
	公表場所	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412			
⑤法~	令による特別の手続				
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不				
2. 糗	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先 財務部 市民税課 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9421					
②対/	芯方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。			

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	の聴取
①方法	
②実施日·期間	
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	変更箇所	_	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再 実施に伴う修正	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和2年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	_	主務省令変更・削除	事後	軽微な修正のため
令和2年10月1日	Ⅱ. 6. ①保管場所	く中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<申間サーバ・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフォームはデータセンター・印筒サーバ・ブラットフォームはデータセンター、の入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベーストに保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和2年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	_	〈個人住民税システム〉〈給与支払報告書項目〉〈公的年金等支払報告書項目〉〈確定申告書項目〉の項目内容追加	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和2年10月1日	Ⅲ. 6. リスク1:目的外の入手 が行われるリスク	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 (注2)番号法別表第2及び第19条第6号に基づ き、事務手続きごとに情報服会者、情報提供者、 照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したも の。	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 (注2)番号法の規定による情報提供ネットワーク システムを使用した特定個人情報の提供に係る 情報服会者、情報提供者、事務及び特定個人情 報を一覧化し、情報服会の可否の判断するため に使用するもの。	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和2年10月1日	Ⅲ. 6. リスク5: 不正な提供が 行われるリスク	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・機微情報については自動応答を行わないよいに自動応答を行わないよいに自動応答を不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信の容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和2年10月1日	Ⅲ. 7. リスク1⑤物理的対策	_	〈中間サーバ・ブラットフォームにおける措置〉・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和2年10月1日	IV. 2. 従業員に対する教育・啓発	く中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>・中間サーバ・ブラットフォームの運用に携わる 戦員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実 施することとしている。 ・中間サーバ・ブラットフォームの業務に就く場合 は、運用規則等について研修を行うこととしてい る。	く中間サーバ・ブラットフォームにおける措置> PA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報 セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教 育資材を作成し、中間サーバーブラットフォーム の運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規 則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関す 会教育を年次(2回)及び随時(新規要員着任 時)実施することとしている。	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I.6. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による号ずれ)
令和3年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	別表第二主務省令第四十四条の二	別表第二主務省令第四十四条の三	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年10月1日	I.6.②法令上の根拠		(追加内容) ・番号法別表第二第30項 ・別表第二主務4令第三十九条の二 ・番号法別表第二第121項 ・別表第二主務省令第五十九条の四	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) Ⅱ. 3. ③入手の時期・頻度	294-3通知の入手頻度(随時)	地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時)	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	Ⅱ. 3. ⑧使用方法	・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払 報告書、公的年金等支払報告書の名寄せ判断 に個人番号を使用する。	- 確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払 報告書、公的年金等支払報告書、資料課税、寄 附金税額控除に係る申告特例通知書等の名寄 せ判断に個人番号を使用する。	事後	重要な変更にあたらないため (誤記載による修正)
令和3年10月1日	Ⅱ. 4. ⑥委託先名	富士通株式会社 高知支店	富士通Japan株式会社 高知支社	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II.5.提供先1.①法令上の 根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 8号	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II.5.提供先2.①法令上の 根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 8号	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II.5.提供先4.①法令上の 根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 9号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 10号	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(個人住民税ファイル) II.5.提供先5.①法令上の 根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 9号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 10号	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	別紙1		(追加内容) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 ・社会福祉協議会	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	別紙1	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和3年10月1日	(課税資料情報ファイル) Ⅱ.3.③入手の時期・頻度	294-3通知の入手頻度(随時)	地方税法第294条第3項通知の入手頻度(随時)	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(課税資料情報ファイル) Ⅱ.5.提供先1.①法令上の 根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 9号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第 10号	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	・その他・差引金額(下段)・差引金額(上段)・非居住者	(削除)	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	- 個人番号 ・給与などの支払者の所在地等 ・給与などの支払者の名称 ・非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金 類	・個人番号(マイナンバー) ・給与などの支払者の「法人番号又は所在地」等 ・給与などの支払者の「名称」 ・非上場株式の少額配当等	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(追加項目) -その他 区分 -その他 医分 -その他 金額 - 口座情報提供同意区分 - 通知希望区分(加頭税) - 特定配当等等 区分 - 営業等 医分 - 営業等 金額 - 農業 金額 - 不動産 区分 - 不動産 区分 - 不動産 区分 - 不動産 区分 - 本動産 区分 - 本	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和3年10月1日	V. 1. ①請求先、開示請求、問合せ	総務部 広聴広報課 情報公開・市民相談セン ター	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・ 市民相談センター	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和4年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	別表第二主務省令第三十一条の二	別表第二主務省令第三十一条の二の二	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和4年10月1日	I.6. ②法令上の根拠	別表第二主務省令第四十四条の三	別表第二主務省令第四十四条の五	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和4年10月1日	II. 4. ④委託先への特定個 人情報ファイルの提供方法	紙	フラッシュメモリ	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目		<個人住民税システム> (追加項目) -申告不要	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	< 寄附金税額控除に係る申告特例通知書項目 > ・性別	(削除)	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目		<確定申告書項目> (追加項目) ・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項 ・退職所得のある配偶者・親族	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和5年10月1日	Ⅱ. 4. ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 高知支社	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和5年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目		<個人住民税システム> (追加項目) -森林環境税	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更
令和5年10月1日	V. 1. ①請求先	総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・ 市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412	財務部 市民税課 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9421 総務部 政策推進室 広聴広報課 情報公開・ 市民相談センター 高知市本町五丁目1番45号 電話 088-823-9412	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和5年10月1日	別紙 1	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ、条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	事前の提出・公表が義務付け られない事項の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I.5. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第24項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I.5. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第十六条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第十六条	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I.6.②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令、平成26 年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表 第二主務省令」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号利用等に関する法律第十九条第八号に 番号利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年5月27日デジタル庁・総務省令第9 号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省 令」という。)	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I. 6. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) (情報提供の根拠) (情報提供の根拠) (情報提供の根拠) (情報提供の根拠) (情報提供の根拠) (東京	法第19 宋第45号に基づ土務省令第2架の表第1 十九の項 番号法第19 柴第8号に基づ生務 省令第2条の表第四十二の項 番号法第19 柴 第8号に基づく主務省令第2条の表第四十八の 項、番号法第19 柴第8号に基づく主務省令第2 条の表第四十九の項 番号法第19 柴第8号に 基づく主務省令第2条の表第五十二の項 番号 法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の表第 五十七の項 番号法第19 条第8号に基づく主務 省令第2条の表第五十二の項 番号法第19 条第8号に基づく主務 第8号に基づく主務省令第2条の表第五十九の 第8号に基づく主務省令第2条の表第五十九の項、番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条 条の表第六十二の項 番号法第19 条第8号に 基づく主務省令第2条の表第六十五の項 番号 法第10 条第69年に基づく注除金数条の無事等	事後	重要な変更(こあたらないため (法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I.6.②法令上の根拠	番号法別表第二第57項 別表第二主務省令第三十一条、番号法別表第二第58項 別表第二主務省令第三十一条の二の二、番号法別表第二第58項 別表第二年務69第三十一条の一页二、 務46章第三十一条。第一号法別表第二第61項 別表第二年教6章第三十二条、番号法別表第二第63項 別表第二年教6章第三十四条,番号法別表第二第63項 別表第二主務46章第三十四条,看号法別表第二第63項 別表第二主務46章第三十四条,看号法別表第二法附表第二主務46章第三十六条。番号法別表第二法附表第二法別表第二法別表第二法別表第二法別表第二法別表第二法別表第二法別表第二法別	ハ十八の項、番号法第19 条第8号に基づく主務 省令第2条の表第八十九の項、番号法第19 条 第8号に基づく主務省令第2条の表第九十の 項、番号法第19 条第6号に基づと主務省令第2 条の表第九十一の項、番号法第19 条第8号に 基づと主務省令第2条の表第九十二の項、番号 法第19 条第8号に基づと形者令第2条の表第 九十六の項、番号法第19 条第8号に基づく主務 省令第2条の表第九十八の項、番号法第19 条 第8号に基づ主務省令第2条の表第	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I.6.②法令上の根拠	番号法別表第二第87項 別表第二主務省令第四十四条、番号法別表第二第91項 別表第二主務省令第四十四条の五、番号法別表第二第92項 別表第二主務省令第四十四条。番号法別表第二等92項 別表第二主務省令第四十五条。番号法別表第二第101項 別表第二主務省令第四十九条。番号法別表第二第101項 別表第二主務省令第四十九条。番号法別表第二第103項 別表第二主務省令第四十九条。番号法別表第二第103項 別表第二主務省令第五十三条。番号法別表第二第103項 別表第二生務省令第五十五条。第五十八条。番号法別表第二第113項 別表第二主務省令第五十六条。番号法別表第二第115項,第二共務省令第五十九条。番号法別表第二第115項,番第二共務省令第五十九条。番号法別表第二第115項,第二十五務省令第五十九条。番号法別表第二章第115項,第二十五務省令第五十九条第二章第115項,第二十五条第二章第二十五条二章第二十五条二章第二十五条二章第二十五条二章第二十五条二章第二十五条二章第二十五章二章第二十五章二章第二十二章第二十五章二章第二十二章第二十五章二章第二十五章二章第二十五章二章第二十五章二章第二十五章二章第二十五章二章第二十五章二章	番号法第19 条第8号に基づ〈主務省令第2条の表第 百二十五の項、番号法第19 条第8号に基づ〈主務8 6年第2年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	I.6. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第二第27項 別表第二主務省令第 二十条	(情報照会の根拠) 番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条の 表第四十八の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	(個人住民税ファイル) II. 5. 提供先1	番号法別表第二に規定する個人住民税関係 情報の照会者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に規定する個人住民税関係情報の照会者	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	II. 5. 移転先1 ①法令上の根拠	番号法別表第二項番(9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 31, 42, 53, 54, 57, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 74, 85の2, 87, 94, 97, 108, 116, 120)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条項番(13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 53, 69, 75, 76, 81, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 106, 124, 125, 132, 137, 144, 155, 158)	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	II. 5. 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第二のとおり	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の とおり	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和6年10月1日	Ⅱ. 6. ①保管場所		(追加項目) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 (サーバ等はクラウド事業者が保存・管理する 環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者 はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス 事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施 されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けて いること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (2特定個人情報は、クラウド事業者が管理する データセンター内のデータペースに保存され、 バックアップも日本国内に設置された複数の データセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年10月1日	Ⅱ. 6. ③消去方法		(追加項目) (〈ガバメントクラウドにおける措置> (八特定個人情報の消去は地方公共団体からの 操作によって実施される。地方公共団体の業務 デークは国及びガバメントクラウドのクラウド事業 者にはアクセスが制御されているため特定個人 情報を消去することはない。 (②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置 等を障害やメテナンス等により交換する際に データの復元がなされないよう。クラウド事業者 において、NIST800-88, ISO/IEC27001 等にした がって確実しデータを消去する。 (③既存システムについては、地方公共団体が委 託した開発事業者が既存の環境からガバメント クラウドへ移行することになるが、移行に際して は、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投 人、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施 する。	事前	
令和5年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		〈確定申告書項目〉 (追加項目) ・令和6年分特別税額控除 ・人数 ・控除額 ・再々差引所得税額 ・性宅 特個 ・その他	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
令和6年10月1日	(個人住民税ファイル) Ⅲ. 7. ⑤物理的対策		(追加項目) (方パメントクラウドにおける措置> (方パメントクラウドにおける措置> ()がパメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(SMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有「管理する環境に構築し、その環境に認可された者だけがアクセスできるような適切な入退室管理策を行っている。 (2)事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	ш. 7. ⑥技術的対策		(追加項目) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 (別区びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(地方公共団体情報システムのガバジントクラウドの利用関する基準[第10版]」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいる。以下同し。)又はガバメントクラウド運用管理補助者「終り」をリアラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うともは、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するをキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日語とる。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者のは、導入しているOS及びミドルウエアにこいて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの通りを発行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築財域ネットワークで構成するテークで、例が表により、アッチの対解されたの対解されているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドで関策はネットフークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウドの特殊については、関域ネットワークで構成する。	事前	
令和6年10月1日	Ⅳ. 3. その他リスク対策		(追加項目) 〈ガバメントクラウドにおける措置> 〈ガバメントクラウドとでの業務データの取り扱い については、診験業務データを保有する地方公 共団体及びその業務データ取扱いについて委託 を受けるASP又はおガバメントクラウド運用管理補 割者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーション の運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する 事象の場合は、国はクラウド事業所と契約する っ場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アブリケーション サービスを提供するASP又はガバメントクラウド 。再体的なり扱いについて、疑義が生じる場合 は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

別紙1

#供外 提供保険組合 世度保険組合 世度保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3 の 3		力小和人(
健康保険総合	提供先	提供先における用途	番号法第19条第8 号に基づく主務省令 第2条の表項番
製務大臣又は都道府祭助事。 「新木学において同じ、いにる年金である給付又は一時金の支給に関する事務で かって第六条で定めるもの 会別高齢者医療広域連合 会別高齢者医療広域連合 会別高齢者医療広域連合 会別高齢者医療広域連合 会別高齢者医療広域連合 会別高齢者医療広域連合 会別高齢者医療広域連合 の一葉住宅法院和工・本本 法律第百九十三号)第二条 は中元の条章を第二条 は一大の表帯道前県知事又は 市町村長 「中元の表帯道前県知事又は 市町村長 「中元の表帯道前県知事又は 市町村長 「中元の表帯道前県知事又は 市町村長 「中元の表帯道前県知事又は 中元の表帯にあって無力で表別までにより原生学働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって実施で定めるもの 展員疾援法第四条第二項の規定により原生労働大臣 国民年金法による年金である給付者と(12 - 時金の支給、保険料の納付に関する 発力の发力とは保険は、第10 中元の規定により原生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって変なを定めるもの 国民年金法による年金である給付者と(12 - 時金の支給、保険料の納付に関する 現分又は保険者やの他物理金の機取に関する事務であって発・元をからない。 原生生金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号、以下「平成八年法律第八十二号、以下「平成八年法律第八十二号、という。)、別別第十六条第三項の規定により厚生年金保険、関東支援は関する事務であって第10 中元の規定により厚生年金保険、関東支援者の場合なの表別であるものとされた年全の表別を対しまりませる保険の実施者たる政府が支給するものとされた年全である給付をと同るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する場で通り表に関する法律により原年生金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年全である給付の支給に関する法律により時年生年金保険、アルフで第10 日本の大学を表別するけ、対策の実施に対する法律による特別障害給付金の支給に関する法律により時間を持定の大きに関する事務であって第10 日本の大学で定めるもの 教養、訓費の実施に対する特別の実施に関する法律による特別で表別でありましまの事業で表別をもの。 対別の実施等による方を表別を表別の支給に関する法律による特別の実施に関する事務であって第1 日本金保険に対しる機関・大きで定めるもの 対別の実施等に関する法律による報業報告の設施の支給に関する事務であって第1 日を全に関する法律による報業報告の対して対しまの主張を表別の主張を表別の表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別の表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別で表別の表別の表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別の表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別に関する事務であって第1 日を全に対しまの表別に関する法律に対しまの表別に関する法律による特別で表別に関する法律による特別を表別に関する法律による特別を表別に関する法律によりまの表別を表別を表別に関する法律ででありました。 「中国のよりに関する場合による権の法別を表別に関する場合によりに関する場合によりに関する場合によりに対しまの表別に関する法律に対しまの表別に関する場合によりに関する場合によりに関する場合によりに関する場合によりに関する場合によりに関する場合によりに関する場合に対しまの表別に関する場合に関するといる。といるといるの表	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	3
総務大臣又は都道府県知事 第六条において同に、)による年金である絵付又は一時金の支給に関する事務で			-
図の機関和二十六年 対の機収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	総務大臣又は都道府県知事	第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務で あって第六条で定めるもの	4
法律第百九十三号)第二条 計一大号に提定する事注 住在さる都道府県知事又は 市町村長 建康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大 臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって流生が最大 医が行うこととされた健康保険に関する事務であって流生が最大 医が行うこととされた健康保険に関する事務であって流生が現実に関する事務であって第二項の規定により厚生労働大 と対からことをされた健康保険に関する事務であって第二項の規定により厚生労働大 を表現の実施のための預貯を重要を発展している。 国民年金法による年金である給付を記しば、時金の支給、保険料の材付に関する 処分以は保険料をの他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの 国民年金法による年金である給付を記しば、時金の支給、保険料の材付に関する 処分以は保険料をの他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの 原生労働大臣 「生労働大臣 「生労働大臣 「生労働大臣 「中央・三年協助者が表現の支給に関する事務であって第七十五条で定める地の 原生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。) 別則第十六条第三項の規定により厚生年金保験会実施者よる政府が支給との 展本生命を廃止した。 別別第十六条第三項の規定により厚生年金保験会実施者に改成方式の一年の主持を発生で定めるもの 原生年金保険法による時から、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日			115
臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険 薬剤師の登録に関する事務であって次をで定めるもの 国民年金法による年金である給付西とは一時金の支給、保険料の納付に関する 処介又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七五条で定める もの 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号,以下「平成八年法律第八十二号,以下「平成八年法律第八十二号」という。) 削削第十六条第三項の規定により厚生年金保 除の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの 厚生労働大臣 厚生労働大臣とは発達百一号。以下「平成十二年報告会」という。) 削削第十六条第三項の規定により厚生年金保 除の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの。 技術を設制度及び展発制度及び展光加速質は一般で表しまり、対し層は十分を表しまり、 地下「平成十三年統合法」という。) 削削第十六条第三項の規定により厚生年金保 除の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十金、保険の実施者による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百三十金、で成の裁職の支援に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百二十金、で定めるもの 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百二十四条で定めるもの 年金生汚者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第六十十号が記まはによる年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第六十十三年で定めるもの 原生生労働大臣又は共済組合 等 動力の主義を実施のための預貯を対して第二十八条で定めるもの 労働族の会合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による報業和機給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの 91 の給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に対して数法を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの 20 的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの 20 的給付の支給等の迅速かつで変な支施のための預貯金口座の登録等に関する法律を定めるもの 31 対しため、対しため、対しため、対しため、対しため、対しため、対しため、対しため、	法律第百九十三号)第二条 第十六号に規定する事業主 体である都道府県知事又は		53
映に関する事務であって第七条で定めるもの 国民年金法による年金である給付著しくは一時金の支給、保険料の納付に関する地の分別は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険を実施者者とあゆれずる結合と議等を凍止する等の法律(平成二二年法律第百一号。以下「平成十三年結合法」という。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険文実施者者とる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する法律による特別に関する事務であって第百五十八条で定めるもの 年生活者支援給付金の支給に関する法律による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第五十二条で定めるもの 写生学働大臣又は都道府県 別記章 法章 日本の支給に関する法律による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの 91 でより、「中の大きなが大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないのが、「中の大きないので、「中の大きないのが、「中の大きないのないのが、「中の大きないのないのが、「中の大きないのないのないのが、「中の大きないのないのが、「中の大きないのないのないのが、「中の大きないのないのないのが、「中の大きないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのないのな		臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険 薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	1
		険に関する事務であって第七条で定めるもの	5
成八年法律第八十二号」という。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保験の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの厚生年金保験制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合場と廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保験の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの年金注話者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの年金生に潜する場合に関する事務であって第百五十八条で定めるもの年金保険法による年金である保険給行又は一時金の支給に関する事務であって第五十三条で定めるもの特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第五十三条で定めるもの特別・日本の表に関する法律による特別・日本の表に関する法律による特別・日本の表に関する法律による特別・日本の表に関する法律による特別・日本の表に関する事務であって第百条で定めるものお給付の支給等の迅速が登場を実施する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるものお給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による構定と対応を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第百条で定めるもの日本の表に関する事務であって第百次十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第百次十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第百次十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一十二条で定めるもの日本の表に関する事務であって第一条を定するといる。日本の表に関する事務であって第一条を定するといる。日本の表に関する事務であって第一条を定するといる。日本の表に関する事務であって第一条を定するといる。日本の表に関するといる。日本の表に関する事務であって第一条を定するといる。日本の表に関する。日本の表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に		処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定める	73
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の新行を図らたのの農林漁業団体職員共済組合計等を廃止する等の法律で取付二年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であて第百四十条で定めるもの特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する法律で収二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの不金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの存生生活を提給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの存生生活を提給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの存生生金保険法による年金である様に関する法律による年の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの方能が表現である。 第7 回見 大学	恒生学働士 5	成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事	129
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの職業訓練の実施院による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの特別電井等当等の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの特別電井等当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預算金工度の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預算金工座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預算金工座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預算金工座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための通常とする情報の管理に関する法律による特別の支給を実施するための基礎とする市報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	子工 力 助入正	林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。 以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事	138
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの 厚生労働大臣又は共済組合 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの 厚生労働大臣又は都道府県知事 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第六十三条で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人 法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの 65		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付	142
年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの 厚生労働大臣又は共済組合		法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百	152
第 あって第六十条で定めるもの		年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支	156
厚生労働大臣又は都道府県 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人方、地方独立行政法人(地方独立行政法人方、地方独立行政法人方、地方独立行政法人方、大会の第一項に規定する地方独立行政法人方、以下の第一次に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、			58
知事 関連表の総合的な推進业のに労働者の雇用の安定及の職業生活の光美寺に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	原生党科士医卫士和诺宾周	する事務であって第九十三条で定めるもの	91
つ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法 律第十条に規定する特定公 的給付の支給を実施する行 政機関の長等(行政機関の 長、地方公共団体の機関、 独立行政法人等、地方独立 行政法人(地方独立行政法 人 法(平成十五年法律第 百十八号)第二条第一項に 規定する地方独立行政法人 をいう。)) 国家公務員共済組合 本の発表等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関す る法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの		関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定める	98
国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条 で定めるもの 65	つ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法 律第十条に規定する特定公 的給付の支給を実施する行 政機関の長等(行政機関の 長、地方公共団体の機関、 独立行政法人等、地方独立 行政法人(平成十五年法律第 百十八号)第二条第一項法 規定する地方独立行政法人	る法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関	160
		で定めるもの	65
国家公務員共済組合連合会 (昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 (昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務で	66

	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は 障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	15
	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で一定めるもの	28
	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	37
	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	48
	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	75
市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務 であって第八十八条で定めるもの	86
	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	87
	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	96
	災害用慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律八十二号)による災害用 慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務で あって第百十条で定めるもの	108
	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に 関する事務であって第百三十四条で定めるもの	132
	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	155
市町村長(児童手当法第十七条第 一項の表の下欄に掲げる者を含 む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条 で定めるもの	106
市町村長又は国民健康保険 組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって 第七十一条で定めるもの	69
住宅地区改良法(昭和三十 五年法律第八十四号)第二 条第二項に規定する施行者 である都道府県知事又は市 町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。 第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更 又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	76
	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	2
全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	7
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五 条で定めるもの	83
	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	84

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費者 は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で知 もの	苦しく 11
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第 条で定めるもの	5十五 13
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴り 関する事務であって第四十一条で定めるもの	切に 39
地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によ 方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	^{る地} 49
母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付 関する事務であって第九十条で定めるもの	けに 88
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する であって第百六十条で定めるもの	108
都道府県知事 「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第0 七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアで業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	に基 164
「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要等基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条でるもの	綱に 165
「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施する事務であって第百六十八条で定めるもの	治療研 近に関
「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるも	づく特 173 5の
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務でお 第四十四条で定めるもの	42
児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三 定めるもの	81
母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 十二条で定めるもの	90
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手 都道府県知事等 支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事系 あって第百二十七条で定めるもの	外で 125
「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年紀三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいて同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活代関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	±発第 う。以 壹の徴 161
児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第 二条で定めるもの	三十 20
母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養し るもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で るもの	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十次 で定めるもの	
都道府県知事又は保健所を 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律 設置する市(特別区を含 十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三む。)の長 条で定めるもの	+九 137
独立行政法人日本学生支援 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学	資の 141

独立行政法人農業者年金基 金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	140
日本私立学校振興·共済事 業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	57
	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	167
文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	171
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	151
文部科学大臣又は都道府県 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため 必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	59
平成八年法律第八十二号附則第 三十二条第二項に規定する存続組 合又は平成八年法律第八十二号 附則第四十八条第一項に規定する 指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給 に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	130
特定優良賃貸住宅の供給の促進 に関する法律(平成五年法律第五 十二号)第十八条第二項に規定す る賃貸住宅の建設及び管理を行う 都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する 事務であって第百二十六条で定めるもの	124
都道府県教育委員会又は市 町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって 第六十五条で定めるもの	63
	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	168
都道府県知事又は都道府県	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	169
教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	170
	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	172
総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	147
地域優良賃貸住宅制度要綱 (平成十九年三月二十八日 付け国住備第百六十号国土 交通省住宅局長通知)第二 条第九号に規定する地域優 良賃貸住宅(公共供給型)又 は同条第十六号に規定する 公営型地域優良賃貸住宅 (公共供給型)	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務で あって第百六十五条で定めるもの	163